

令和7年7月30日制定

気象研究所インターンシップ及びキャリア実習実施要領

大学（短期大学又は高等専門学校を含む。）及び大学院（以下「大学等」という。）に在籍する学生を対象とした気象研究所インターンシップ及びキャリア実習（以下「実習」という。）について、実施要領を以下のとおり定める。

（目的）

第1条 国内の大学等に在籍する学生に対し、実習の機会を提供することにより、学生の学習意欲を喚起し、職業意識の啓発やキャリア形成の支援に資するとともに、気象庁に係る研究業務の理解の増進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 「インターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る取組の推進に当たっての基本的考え方」（文部科学省、厚生労働省、経済産業省 令和4年6月13日一部改正）にて整理された、大学等におけるインターンシップを始めとするキャリア形成支援に係る産学協働の取組の趣旨に鑑み、実習のうち、タイプ3及び4相当の実習を「インターンシップ」、実習期間が5日間未満である以外はタイプ3と同様の実習を「キャリア実習」と称することとする。

（実習の実施機関）

第3条 実習の実施機関は、気象研究所各研究部（以下「実習実施機関」という。）とする。

（実習実施の決定）

第4条 実習実施の決定は次のとおり行う。

- （1） 実習実施機関は、実習の内容、期間、受入可能な人数をとりまとめ、気象研究所総務課へ報告する。
- （2） 前項の報告を受け、気象研究所長が実習実施の決定を行う。

（実習生の資格要件）

第5条 実習生は、次に掲げる事項に該当する者とする。

- （1） 国家公務員に関心がある者
- （2） 大学等に在籍する者
- （3） 服務規律等を遵守することができる者
- （4） 日本国籍を有する者

(実習生の募集及び決定等)

第6条 実習生の募集及び決定等については、次のとおりとする。

- (1) 気象研究所総務課は、インターネット等を通じて実習生を募集する。
- (2) 実習希望者は、大学等の実習担当部局に申し出るものとする。
- (3) 大学等の実習担当部局は、実習に参加させるものとして推薦する学生をとりまとめ、気象研究所総務課に提出する。
- (4) 気象研究所は、受け入れる学生等を選考・決定し、大学等に通知する。
- (5) 実習生は、服務規律の順守に係る誓約書(別紙様式)を気象研究所総務課に事前に提出しなければならない。
- (6) 学生の所属大学等の定めるインターンシップ制度の適用上、当該大学等と覚書を交わす必要がある場合には、本実施要領及び別に定める実施細則の範囲内で、気象研究所と大学等の間で覚書を交わすことができる。

(指導員)

第7条 実習実施機関は指導員を設け、実習生の指導、監督等に当たらせるものとする。

(実習生の服務等)

第8条 実習生の服務等の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 実習生は、実習時間中、専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めなければならない。
- (2) 実習生は、実習時間中、気象研究所職員が遵守すべき法令、規則等を遵守するとともに、指導員の指導、監督等に従うものとする。
- (3) 実習期間中は実習に専念し、公務の信用を傷つけ、又は公務員全体の不名誉となるような行為を行ってはならない。
- (4) 実習生が実習を行う時間は、実習実施機関の職員に適用されている勤務時間の例による。
- (5) 実習の欠務は正当な事由がある場合以外はこれを認めないものとする。また、実習生は、病気等のため予定されていた実習を受けることができない場合には、あらかじめ指導員にその旨連絡しなければならない。やむを得ない場合は、事後速やかに指導員にその旨連絡しなければならない。
- (6) 実習生としてふさわしくない行為があったときは、実習生受入部署は、実習を打ち切ることができるものとする。

(秘密の保持)

第9条 実習生は、実習により知り得た情報(公開されているものを除く。)を漏らしてはならない。実習終了後においても同様とする。

(実習に係る費用負担)

第10条 実習生の実習のために要する費用の一切は、実習生の負担とする。また、実習実施機関

は実習生に対し、一切の手当を支給しない。

(実習中の事故等に伴う災害補償)

第 11 条 実習による災害及び通勤に際しての災害により傷害を負った場合において、気象研究所は一切の補償をしない。

- (1) 実習生は、インターンシップ等の賠償責任保険又は左記に類する保険（以下「保険」という。）に加入しなければならない。
- (2) 実習生が、実習期間中、実習による災害及び通勤に際しての災害により傷害を負った場合は、実習生が加入する保険をもって充てる。
- (3) 実習生が実習実施機関又は第三者に損害を与えた場合は、法令に従って処理し、保険により補償する。
- (4) 上記（1）及び（3）に基づく保険の利用などに関する必要な手続きは、実習生が行うものとする。

(実習成果の公表)

第 12 条 実習生は、実習の成果を論文等により発表する場合には、事前に実習実施機関の承認を得るものとする。この場合の申請は、書面によるものとする。

(実習の中止及び打ち切り)

第 13 条 実習の中止及び打ち切りについては、次のとおりとする。

- (1) 気象研究所は、重大な気象災害の発生の恐れがある場合、大きな地震が発生した場合、新型コロナウイルス感染症の影響拡大等を踏まえ、実習を実施又は継続することが適切でないと判断した場合、及び第 8 条（6）に該当する場合のほか、実習生がこの実施要領に従わない場合、その他実習を実施又は継続し難い事由が生じた場合は、実習を中止又は打ち切ることができるものとする。

(雑則)

第 14 条 この要領に定めるもののほか、当該実習の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

- 2 実習実施機関及び気象研究所総務課は、実習期間終了後、以降の当該実習の円滑な実施を図るため、実習生からアンケート等の提出を求めることができるものとする。

(施行)

第 15 条 この実施要領は令和 7 年 7 月 30 日から施行する。